

松江市 報道提供資料

令和5年11月6日

件名

今年が目玉は、オリジナルトイレットペーパー！

令和5年度「女性に対する暴力をなくす運動」啓発事業

内容

11月12日(日)から25日(土)までの2週間は、内閣府等が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

松江市においても、さまざまな取り組みを実施します・

・パープルライトアップ 松江城(11月23日～25日)

松江市市民活動センター(11月10日～26日)

・パネル展示 松江市保健福祉総合センター(11月11日～27日)

・市役所窓口へのパープルツリー・ミニのぼりの設置

など

注目点

今年度初の取り組みとして、期間中オリジナルトイレットペーパーを市内数か所に設置し、啓発に努めます。

【問い合わせ】

松江市男女共同参画センター 担当：吉田

電話：0852-32-1193

DVのない社会をめざして

(ドメスティック・バイオレンス)

オリジナル トイレットペーパーで 防止啓発



私が悪い！
自分が我慢すればいい

どこに相談したら
いいのかわからない

パートナーが怖い
でも知られたくない



DVは被害者が悩みを1人で抱え込む傾向があり、相談員や相談機関に繋がらないなど被害が表面化しないことが多くあります。

松江市男女共同参画センターでは、DVで悩んでいる人が相談できる最初の一步になればと、4種類のメッセージと相談機関の電話番号を記入したオリジナルトイレットペーパーを作成し、市内の一部の公共機関、病院、大学、高校等へ設置します。

県内初

期間：令和5年11月12日(日)～25日(土)

(ロール数に限りがあり、無くなり次第終了)

場所：(一部)公共機関、病院、大学、高校等のトイレ

心を傷つけることも暴力です。

内閣府は、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的、精神的、性的、経済的、社会的などの暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。暴力はいかなる理由でも許されない犯罪行為であるとともに、重大な人権侵害です。

【配偶者からDVを受けたことがある女性】

昨年度のDV相談件数は約 **17万** 件

■配偶者暴力相談支援センター	122,010件
■DV相談プラス	47,971件

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から暴力を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も被害を受けている。

資料：令和5年版 男女共同参画白書〈内閣府〉